

# 25 利用調整地区の導入の検討

## ◎これまでの議論

○保全と適正利用の両立を図っていくことが、結果として利用者の高い評価や満足度向上にも繋がる場合がある。

**保全と利用を一体的に推進できる枠組みが必要**ではないか。

○「利用調整地区」の導入検討

- ・環境保全、安全確保等の観点から、指定区域に対して、一定の立ち入り制限を設定。(立ち入り人数、時間、期間の制限、ガイドが同行する場合のみ立ち入り許可、事前レクチャーの義務化等)

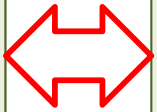


## 利用調整地区とは

○国立公園の原生的な自然を有する地域を訪れる利用者が増加。

↓

原生的な雰囲気が失われ、風致景観、生物多様性の保全上の支障が生じる地域が出現



○このような原生的な自然を有する地域は、より深い自然とのふれあい体験が得られる場として重要である。

↓

一定のコントロールの下で持続的な利用を図ることは自然公園の利用という観点からは有効



**利用調整地区 ⇒ 国立・国定公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは公園計画に基づいて指定することができる。(自然公園法第23条)**

- ・環境大臣又は都道府県知事の認定又は許可を受けなければ立ち入ってはならない。
- ・立入の認定に際しては、利用調整地区ごとに利用者数や滞在日数などの基準を定める。
- ・現在指定されている利用調整地区：吉野熊野国立公園(西大台利用調整地区)、知床国立公園(知床五湖利用調整地区)

### 導入にあたっての課題

#### 制度設定の背景

- ・特定の自然地域への利用集中や従来は殆ど利用者が立ち入らなかった原生的な自然地域への利用者増加等によって生じる過剰利用(オーバーユース)問題の深刻化
- ・日本の自然環境を代表する国立公園でも生態系が十分に保全されていないという事態の社会的認識

**課題**

合理的な指定  
効果的な管理

- ・自然環境の調査、利用施設の整備、利用者の意識調査、利用者への情報提供、地域の人々の合意形成、関係する種類の制度の調整、必要な費用の獲得などが必要

立山・黒部で導入が必要か検討

### ◎ スケジュールイメージ

